

令和7年12月2日

甲州市長 鈴木 幹夫 様

甲州市下水道事業審議会

会長 古屋 俊明 

下水道使用料及び市設置型浄化槽使用料の改定について(意見書)

令和6年11月19日付け、答申の提言事項 5「使用料改定については、今回の答申に基づき、令和6年度の決算状況を再度確認し検証すること。」に基づき、令和7年10月30日に第4回審議会を開催し、検証を行いました。

結果は決算状況に若干の改善は見られたものの、使用料収入で管理経費を賄っていない状況は変わりませんでした。また、経費の不足分を繰入金で賄っていますが、公平性の確保を図るうえで、受益者に負担を求めることはやむを得ないと考えます。

市民が自然と共生し、後世により良い自然環境・水環境を残していくために、公共下水道・合併浄化槽による適切な汚水処理を維持していかなければなりません。これらの事業を継続していくためには、事業運営の適正化・安定化を図る必要があることから、答申のとおり使用料の改定が必要であると判断します。